

自然公園法施行令及び自然環境保全法施行令の一部を改正する政令案要綱

第一　国立公園及び国定公園の特別保護地区において許可を要する行為として、木竹以外の植物を植栽し、

又は植物の種子をまくこと及び動物を放つことを追加すること。

(第一条関係)

第二　原生自然環境保全地域において許可を要する行為として、動物を放つことを追加すること。

(第二条関係)

第三　この政令は、平成十八年一月一日から施行すること。

政令第

号

自然公園法施行令及び自然環境保全法施行令の一部を改正する政令

内閣は、自然公園法（昭和三十一年法律第二百六十一号）第十四条第三項第十号及び自然環境保全法（昭和四十七年法律第八十五号）第十七条第一項第十四号の規定に基づき、この政令を制定する。

（自然公園法施行令の一部改正）

第一条　自然公園法施行令（昭和三十二年政令第二百九十八号）の一部を次のように改正する。

目次中「第二十二条」を「第二十三条」に改める。

第二十二条を第二十三条とし、第十九条から第二十一条までを一条ずつ繰り下げる。

第十八条を第十九条とし、第二章中同条の前に次の一条を加える。

（特別保護地区における景観の維持に影響を及ぼすおそれがある行為）

第十八条　法第十四条第三項第十号の政令で定める行為は、次に掲げるものとする。

一　木竹以外の植物を植栽し、又は植物の種子をまくこと。

二　動物を放つこと（家畜の放牧を除く。）。

(自然環境保全法施行令の一部改正)

第二条　自然環境保全法施行令（昭和四十八年政令第三十八号）の一部を次のように改正する。

第三条に次の一号を加える。

三　動物を放つこと（家畜の放牧を除く。）。

附　則

この政令は、平成十八年一月一日から施行する。

◎自然公園法施行令及び自然環境保全法施行令の一部を改正する政令案新旧対照条文  
 自然公園法施行令(昭和三十二年政令第二百九十八号)

(傍線の部分は改正部分)

改 正 案	現 行
目次	目次
第一章 (略)	第一章 (略)
第二章 雜則(第十八条—第二十三条)	第二章 雜則(第十八条—第二十二条)
附則	附則
第二章 雜則	第二章 雜則
(特別保護地区における景観の維持に影響を及ぼすおそれがある行為)	(特別保護地区における景観の維持に影響を及ぼすおそれがある行為)
第十八条 法第十四条第三項第十号の政令で定める行為は、次に掲げるものとする。	第十八条 法第十四条第三項第十号の政令で定める行為は、次に掲げるものとする。
一 木竹以外の植物を植栽し、又は植物の種子をまくこと。	一 木竹以外の植物を植栽し、又は植物の種子をまくこと。
二 動物を放つこと(家畜の放牧を除く。)。	二 動物を放つこと(家畜の放牧を除く。)。
第十九条 (略)	第十八条 (略)
第二十条 (略)	第十九条 (略)
第二十一条 (略)	第二十条 (略)
第二十二条 (略)	第二十一条 (略)
第二十三条 (略)	第二十二条 (略)

◎自然環境保全法施行令（昭和四十八年政令第三十八号）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案

現 行

（政令で定める行為）

第三条 法第十七条第一項第十四号の政令で定める行為は、次に掲げるものとする。

- 一 廃棄物を捨て、又は放置すること。
- 二 木竹以外の植物を植栽し、又は植物の種子をまくこと。
- 三 動物を放つこと（家畜の放牧を除く。）。

（政令で定める行為）

第三条 法第十七条第一項第十四号の政令で定める行為は、次に掲げるものとする。

- 一 廃棄物を捨て、又は放置すること。
- 二 木竹以外の植物を植栽し、又は植物の種子をまくこと。

## 自然公園法施行令及び自然環境保全法施行令の一部を改正する政令案参考条文

## ◎自然公園法（昭和三十二年法律第百六十一号）（抄）

## （特別地域）

第十三条 環境大臣は国立公園について、都道府県知事は国定公園について、当該公園の風致を維持するため、公園計画に基づいて、その区域（海面を除く。）内に、特別地域を指定することができる。

## 2 （略）

3 特別地域（特別保護地区を除く。以下この条において同じ。）内においては、次の各号に掲げる行為は、国立公園にあつては環境大臣の、国定公園にあつては都道府県知事の許可を受けなければ、してはならない。ただし、当該特別地域が指定され、若しくはその区域が拡張された際既に着手していた行為（第五号に掲げる行為を除く。）若しくは同号に規定する湖沼若しくは湿原が指定された際既に着手していた同号に掲げる行為若しくは第七号に規定する物が指定された際既に着手していた同号に掲げる行為又は非常災害のために必要な応急措置として行う行為は、この限りでない。

- 一 工作物を新築し、改築し、又は増築すること。
- 二 木竹を伐採すること。
- 三 鉱物を掘採し、又は土石を採取すること。
- 四 河川、湖沼等の水位又は水量に増減を及ぼさせること。
- 五 環境大臣が指定する湖沼又は湿原及びこれらの周辺一キロメートルの区域内において当該湖沼若しくは湿原又はこれらに流水が流入する水域若しくは水路に汚水又は廃水を排水設備を設けて排出すること。
- 六 広告物その他これに類する物を掲出し、若しくは設置し、又は広告その他これに類するものを工作物等に表示すること。
- 七 屋外において土石その他の環境大臣が指定する物を集積し、又は貯蔵すること。
- 八 水面を埋め立て、又は干拓すること。
- 九 土地を開墾しその他土地の形状を変更すること。
- 十 高山植物その他の植物で環境大臣が指定するものを採取し、又は損傷すること。
- 十一 山岳に生息する動物その他の動物で環境大臣が指定するもの（以下この号において「指定動物」という。）を捕獲し、若しくは殺傷し、又は指定動物の卵を採取し、若しくは損傷すること。
- 十二 屋根、壁面、塀、橋、鉄塔、送水管その他これらに類するものの色彩を変更すること。
- 十三 湿原その他これに類する地域のうち環境大臣が指定する区域内へ当該区域内に指定する期間内に立ち入ること。
- 十四 道路、広場、田、畑、牧場及び宅地以外の地域のうち環境大臣が指定する区域内において車馬若しくは動力船を使用し、又は航空機を着陸させるのこと。

十五 前各号に掲げるもののほか、特別地域における風致の維持に影響を及ぼすおそれがある行為で政令で定めるもの

459 (略)

(特別保護地区)

第十四条 環境大臣は国立公園について、都道府県知事は国定公園について、当該公園の景観を維持するため、特に必要があるときは、公園計画に基づいて、特別地域内に特別保護地区を指定することができる。

2 第五条第三項及び第四項の規定は、特別保護地区の指定及び指定の解除並びにその区域の変更について準用する。この場合において、同条第三項中「環境大臣」とあるのは「環境大臣又は都道府県知事」と、「官報」とあるのは「それぞれ官報又は都道府県の公報」と読み替えるものとする。

3 特別保護地区内においては、次の各号に掲げる行為は、国立公園にあつては環境大臣の、国定公園にあつては都道府県知事の許可を受けなければ、してはならない。ただし、当該特別保護地区が指定され、若しくはその区域が拡張された際既に着手していた行為（前条第三項第五号に掲げる行為を除く。）若しくは同号に規定する湖沼若しくは湿原が指定された際に着手していた同号に掲げる行為又は非常災害のために必要な応急措置として行う行為は、この限りでない。

一 前条第三項第一号から第六号まで、第八号、第九号、第十二号及び第十三号に掲げる行為

二 木竹を損傷すること。

三 木竹を植栽すること。

四 家畜を放牧すること。

五 屋外において物を集積し、又は貯蔵すること。

六 火入れ又はたき火をするること。

七 木竹以外の植物を採取し、若しくは損傷し、又は落葉若しくは落枝を採取すること。

八 動物を捕獲し、若しくは殺傷し、又は動物の卵を採取し、若しくは損傷すること。

九 道路及び広場以外の地域内において車馬若しくは動力船を使用し、又は航空機を着陸させること。

十 前各号に掲げるもののほか、特別保護地区における景観の維持に影響を及ぼすおそれがある行為で政令で定めるもの

4 環境大臣又は都道府県知事は、前項各号に掲げる行為で環境省令で定める基準に適合しないものについては、同項の許可をしてはならない。

5 都道府県知事は、国定公園について第三項の許可をしようとする場合において、当該許可に係る行為が当該国定公園の景観に及ぼす影響その他事情を考慮して環境省令で定める行為に該当するときは、環境大臣に協議し、その同意を得なければならない。

6 特別保護地区が指定され、若しくはその区域が拡張された際当該特別保護地区内において第三項各号に掲げる行為（前条第三項第五号に掲げる行為を除く。）又は同条第三項第五号に規定する湖沼若しくは湿原が指定された際同号に規定する区域内において同号に掲げる行為に着手している者は、その指定又は区域の拡張の日から起算して三月以内に、国立公園にあつては環境大臣に、国定公園にあつては都道府県知事にその旨を届け出なければならない。

7 特別保護地区内において非常災害のために必要な応急措置として第三項各号に掲げる行為をした者は、その行為をした日から起算して十四日以内に、国立公園につきは環境大臣に、国定公園につきは都道府県知事にその旨を届け出なければならない。

8 次に掲げる行為については、第三項及び前二項の規定は、適用しない。

- 一 公園事業の執行として行う行為
- 二 第三十一条第一項の規定により締結された風景地保護協定に基づいて同項第一号の風景地保護協定区域内で行う行為であつて、同項第二号又は第三号に掲げる事項に従つて行うもの
- 三 通常の管理行為、軽易な行為その他の行為であつて、環境省令で定めるもの

◎自然公園法施行令（昭和三十二年政令第二百九十八号）（抄）

目次

- 第一章 公園事業（第一条—第十七条）  
第二章 雜則（第十八条—第二十二条）  
附則

第二章 雜則

（認定等に関する手数料）

第十八条 法第二十三条第一項の政令で定める手数料の額は、次の各号の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるものとする。

- 一 法第十六条第一項の認定 一人につき千円を超えない範囲内において環境大臣が利用調整地区ごとに定める額  
二 法第十六条第五項の立入認定証の再交付 一件につき六百円を超えない範囲内において環境大臣が利用調整地区ごとに定める額

（補助金の額）

第十九条 法第四十四条の規定による国の補助は、次の各号に掲げる施設の新設、増設又は改設に要する費用の額（当該新設、増設又は改設を行う場合において収入金があるときは、当該額から収入金を控除した額）のうち、環境大臣が定める種目及び算定基準に従つて算定した額の二分の一以内について行う。

- 一 道路及び橋  
二 広場及び園地  
三 避難小屋  
四 休憩所  
五 野営場  
六 駐車場  
七 桟橋  
八 給水施設、排水施設及び公衆便所  
九 博物展示施設  
十 植生復元施設及び動物繁殖施設  
十一 砂防施設及び防火施設  
十二 自然再生施設

(負担金の徴収方法等)

第二十条 国は、法第四十六条の規定により公園事業の執行に要する費用の一部を負担させようとする場合においては、負担させようとする者の意見を聽かなければならない。

第二十一条 法第四十六条の規定により地方公共団体が徴収する負担金に関する事項については、当該地方公共団体の条例で定める。

(権限の委任)

第二十二条 この政令に規定する環境大臣の権限は、環境省令で定めるところにより、地方環境事務所長に委任することができる。

◎自然環境保全法（昭和四十七年法律第八十五号）（抄）

（指定）

第十四条 環境大臣は、その区域における自然環境が人の活動によつて影響を受けることなく原生の状態を維持しており、かつ、政令で定める面積以上の面積を有する土地の区域であつて、国又は地方公共団体が所有するもの（森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項又は第二十五条の二第一項若しくは第二項の規定により指定された保安林（同条第一項後段又は第二項後段において準用する同法第二十五条第二項の規定により指定された保安林を除く。）の区域を除く。）のうち、当該自然環境を保全することが特に必要なものを原生自然環境保全地域として指定することができる。

2 環境大臣は、原生自然環境保全地域の指定をしようとするときは、あらかじめ、関係都道府県知事及び中央環境審議会の意見をきかなければならぬ。

3 環境大臣は、原生自然環境保全地域の指定をしようとするときは、あらかじめ、当該区域内の土地を、国が所有する場合にあつては当該土地を所管する行政機関の長の、地方公共団体が所有する場合にあつては当該地方公共団体の同意を得なければならない。

4 環境大臣は、原生自然環境保全地域を指定する場合には、その旨及びその区域を官報で公示しなければならない。

5 原生自然環境保全地域の指定は、前項の規定による公示によつてその効力を生ずる。

6 第二項、第四項及び前項の規定は原生自然環境保全地域の指定の解除及びその区域の変更について、第三項の規定は原生自然環境保全地域の区域の拡張について、それぞれ準用する。

（行為の制限）

第十七条 原生自然環境保全地域内においては、次の各号に掲げる行為をしてはならない。ただし、環境大臣が学術研究その他公益上の事由により特に必要と認めて許可した場合又は非常災害のために必要な応急措置として行う場合は、この限りでない。

- 一 建築物その他の工作物を新築し、改築し、又は増築すること。
- 二 宅地を造成し、土地を開墾し、その他土地の形質を変更すること。
- 三 鉱物を掘採し、又は土石を採取すること。
- 四 水面を埋め立て、又は干拓すること。
- 五 河川、湖沼等の水位又は水量に増減を及ぼさせること。
- 六 木竹を伐採し、又は損傷すること。
- 七 木竹以外の植物を採取し、若しくは損傷し、又は落葉若しくは落枝を採取すること。
- 八 木竹を植栽すること。
- 九 動物を捕獲し、若しくは殺傷し、又は動物の卵を採取し、若しくは損傷すること。
- 十 家畜を放牧すること。

- 十一 火入れ又はたき火をすること。
- 十二 屋外において物を集積し、又は貯蔵すること。
- 十三 車馬若しくは動力船を使用し、又は航空機を着陸させること。
- 十四 前各号に掲げるもののほか、原生自然環境保全地域における自然環境の保全のために必要な限度において、条件を附することができる。
  - 2 前項ただし書の許可には、当該原生自然環境保全地域における自然環境の保全のために必要な限度において、条件を附することができる。
  - 3 原生自然環境保全地域内において非常災害のために必要な応急措置として第一項各号に掲げる行為をした者は、その行為をした日から起算して十四日以内に、環境大臣にその旨を届け出なければならない。
  - 4 原生自然環境保全地域が指定され、又はその区域が拡張された際当該原生自然環境保全地域内において第一項各号に掲げる行為に着手している者は、その指定又は区域の拡張の日から起算して三月間（その期間内に同項ただし書の許可を申請したときは、許可又は不許可の処分があるまでの間）は、同項の規定にかかわらず、引き続き当該行為をすることができる。
  - 5 次の各号に掲げる行為については、第一項及び第三項の規定は、適用しない。
    - 一 原生自然環境保全地域に関する保全事業の執行として行なう行為
    - 二 通常の管理行為又は軽易な行為のうち、原生自然環境保全地域における自然環境の保全に支障を及ぼすおそれがないもので環境省令で定めるもの

◎自然環境保全法施行令（昭和四十八年政令第三十八号）（抄）

（政令で定める行為）

第三条 法第十七条第一項第十四号の政令で定める行為は、次に掲げるものとする。

- 一 廃棄物を捨て、又は放置すること。
- 二 木竹以外の植物を植栽し、又は植物の種子をまくこと。

## 自然公園法施行令及び自然環境保全法施行令の一部を改正する政令(案)に係る意見と対応の考え方

意見の概要	件数	対応の考え方
動物を放つことだけでなく、ペットの持ち込みも原則禁止すべきである。マナーとして連れ込みを控えるよう利用者の理解をえるための普及啓発を今回の改正を機会に積極的に行うべきである。	4	今回の改正により規制されるのは国立・国定公園の特別保護地区内及び原生環境保全地域において動植物を放出する行為であり、持ち込む行為を罰則をもって禁止するものではありません。なお、例えば、国立・国定公園の山岳部などでは、以前より他の公園利用者や野生動物への配慮からペットの持ち込みの自歎を要請している地域もあります。今回の改正により、このような取扱いが変わるものではありませんので、以前同様、ご理解とご協力をお願いいたします。
今回の法改正では、逆にリードをつけなければ国立・国定公園特別保護地区内及び原生環境保全地域内において動物を連れて登山することにお墨付きを与えることになるので、同地域内へのリードをつけての犬連れ登山を禁止することを付け加えてほしい。	2	また、マナーの問題に止まらず、ペット同伴での入りを罰則をもつて制限する必要が生じた場合は、自然公園法第15条に基づく「利用調整地区」や自然環境保全法第19条に基づく「立入制限地区」の指定を行うことが考えられます。
愛犬を伴つての散策や登山をも禁止するわけではないと理解する。動物の放出とは、あくまで、リードから犬をはずして、いわゆるオフリード状態を指すものと理解する。オンラインでマナーを守つて自然を楽しんでいる人はたくさんいるので、犬連れ禁止にならないようお願いする。	3	人間そのものの規制も必要ではないか。今でも登山ブームは問題になつているようなので(自然破壊、遭難等)、入山制限等の規制が敷けられる体制作りが必要と考える。
魚類の保護やスポーツフィッシングの目的で行われる「キャッチアンドリリース(再放流)」は、規制に含まれないことを明確してもらい、魚類保護、自然保護の阻害とならないよう対応をお願いしたい。	4	入山制限については、必要と認められる地域がある場合は、自然公園法すでに規定されている「利用調整地区」、自然環境保全法で規定されている「立入制限地区」を指定することで対応することになります。
秋さけ定期網漁業で漁獲される、秋さけ等は、さけ・ます人工増殖事業に支えられており、漁家経営の安定のため、国民への食糧供給の観点から、さけ・ますふ化放流事業の安定的な継続が不可欠である。さけ・ます類の放流を規制から除外し、ふ化放流事業が継続できるよう強く要望する。	5	捕獲した動物を捕獲後直ちに当該捕獲した場所に放つことについては、生態系への影響が軽微と考えられることから、自然公園法施行規則及び自然環境保全法施行規則で許可を必要としない行為にして規定する予定です。ただし、動物の捕獲については、法令の規定に適合していることが必要です。
	12	特別保護地区内で現に漁業活動を行っている漁業者の生業の維持に留意することとします。 指摘の点については、水産資源保護法の規定により農林水産大臣が定める人工ふ化放流に関する計画又は道県知事が定める人工ふ化放流に関する計画に基づきさけ又はますを放流することについては、許可を必要としない行為として規定する予定です。

今回の改正案の中で、不要許可行為として、「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律(種の保存法)」の認定保護増殖事業等に係る動植物の放出等」を挙げているが、増殖事業で人工的な環境下にあった動植物を数量・時期等考慮せず、記録をつけず「むやみに放出すると、野生動植物等生態系に影響を及ぼす可能性がある。認定保護増殖事業等は民間でも認定可能なので、それらの放出については数量・時期・個体の状態(成体か幼体か等)などの記録を提出させることは、要許可とすべきである。	種の保存法の認定保護増殖事業等については、種の保存法の認定を受ける際に、数量・時期・個体の状態等を確認しており、認定保護増殖事業により、むやみに放出することはありませんので、御懸念の事態は生じないものと考えています。
国立・国定公園の特別保護地区以外の地域や原生自然環境保全地域以外の地域(国立・国定公園の特別地域、海中公園地区、自然環境保全地域の特別地区等)においても、国立・国定公園の特別保護地区及び原生自然環境保全地域と同様に規制をかけるべきである。	1 今回の改正は、もっとも厳正な保護規制を有する地域から優先的に対策を実施していくとするものです。
近年、海域における外来種の遺棄も発見されており、海域においても規制をかかるべきである。	3 国立・国定公園の特別保護地区及び原生自然環境保全地域以外の地域については、今後、今回の規制改正による効果も踏まえつつ、効果的な対策のあり方を検討していきます。
「景観の維持に影響を及ぼす」ではなく「生態系の維持に影響を及ぼす」とすべきである。自然公園法第3条(国等の責務)第2項に「自然公園における生態系の多様性の確保その他の生物の多様性の確保を旨として」と明記されており、景観のみならず生態系の保全も重要である。	1 自然公園法における「景観」の定義には、単に景観工学的な見る見られるの関係だけではなく、その景観を構成する植物、動物、地質、鉱物等の自然物若しくはこれらに基づく自然現象又は史蹟、遺蹟等の文化景観も含まれるとの解釈を行っています。このため、景観の維持とは生態系の維持を含む概念です。
地方分権の関連から都道府県に対して規制をかけることが難しくとも、外 来生物の遺棄等の防止のために周知徹底すべきである。	1 地域を問わず、外来生物の遺棄等を防止することは重要であり、広く普及啓発を行っていくこととしています。
国立・国定公園の普通地域及び自然環境保全地域の普通地区は、いわゆるバッファーゾーンの役割を果たすことが可能と考える。従って、国立・国定公園の普通地域及び自然環境保全地域の普通地区は、外来生物の遺棄防止の為に普及・啓発を重視した取り組みを行い、国立・国定公園の特別保護地区等は、規制を徹底する方策を検討すべきである。	1 今回の改正は、もっとも厳正な保護規制を有する地域から優先的に対策を実施していくとするものです。国立・国定公園特別保護地区及び原生自然環境保全地域以外での規制については、今後、今回の規制改正による効果も踏まえつつ、効果的な対策のあり方を検討していきます。普及啓発の実施については11の回答のとおりです。

今回の改正では、非意図的な持ち込みについては規制対象外となるが、利用者や事業者に対して注意義務を課すよう検討すべきである。

13

今回の規制は、国立・国定公園の特別保護地区又は原生自然環境保全地域において意図的に生物を放出することを規制するものであり、意図的か非意図的かを問わず、持ち込み 자체を罰則をもつて禁止するものではありません。  
しかしながら、非意図的な外来生物の侵入による被害を防止する観点から、必要に応じて利用者等に対する注意喚起を実施していきます。